

議 員 提 案 条 例
検 証 特 別 委 員 会
報 告 書

令和 7 年 3 月

岐 阜 県 議 会

【目 次】

I	委員会の取組経過	1
II	調査結果	2
1	岐阜県食品安全基本条例	4
2	岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に 関する条例	5
3	岐阜県食育基本条例	6
4	岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例	7
5	岐阜県文化芸術振興基本条例	8
6	岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例	9
7	岐阜県がん対策推進条例	10
8	岐阜県指定金融機関の指定に関する条例	11
9	岐阜県清流の国スポーツ推進条例	12
10	岐阜県花きの振興に関する条例	13
11	岐阜県家庭教育支援条例	14
12	岐阜県中小企業・小規模企業振興条例	15
13	岐阜県障害のある人もない人も共に生きる 清流の国づくり条例	16
14	岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた 意思疎通手段の利用の促進に関する条例	17
15	岐阜県主要農作物種子条例	18
16	岐阜県ケアラー支援条例	19
参	考	20

I 委員会の取組経過

当委員会は、平成 27 年度の議会活性化改革検討委員会における、「政策提言・立案機能の一層の強化を図るため、議員提案条例の運用状況の確認を行うべきである」旨の中間答申を受け、平成 28 年度に設置されたものであり、今年度で 3 度目の設置となった。

平成 28 年度の当委員会では、当時既存の 13 の議員提案条例について、令和 2 年度の当委員会では当時既存の 15 の議員提案条例について検証を行った。

他方、この 4 年の間にも、県内情勢は大きな変化を続けており、3 年余に亘る新型コロナウイルス感染症との闘いは一つの区切りを迎えたものの、人口減少・少子高齢化の進行が加速しているほか、緊張が続く国際情勢や長引く円安などが燃料費や原材料費の高騰を招き、県民生活や中小零細企業の経営に大きな打撃を与えている。また、SDGs の推進、脱炭素社会の実現といったグローバルアジェンダのほか、貧困や孤独・孤立をはじめとした生活上の困難など様々な課題が山積している。

このような中、今年度の調査では、執行機関である県から、各議員提案条例の各条文における制度、施策等の取組状況とその成果、課題等について、書面による提出を受け、さらに重点とした 7 つの条例については、担当する部局から説明を直接聴取したところである。そのうえで、令和 2 年度の検証結果を踏まえ、条例の理念の下にその実現に向けた施策が適正に執行されているか、現在の社会情勢等に合致しているか、条例の規定が効率的に機能し、効果を発揮しているかなどの視点から、約 1 年にわたり調査を行い、議論及び検討を重ねてきた。

当報告書は、各委員からの意見を集約し、当委員会での調査結果として取りまとめたものである。

Ⅱ 調査結果

【総 括】

各議員提案条例の運用状況を確認し検証した結果、運用の一部に改善を要する事項等が見受けられたものの、おおむね適正に運用されているものと認められたが、「岐阜県文化芸術振興基本条例」については、文化イヤーの取組を一過性に終わらすことなく、高齢者や障がい者をはじめとした多様な主体が文化芸術活動に参加でき、その振興が図られるように条例の見直しを検討することが必要との結論に至った。なお、施行後３年以内となる「岐阜県ケアラー支援条例」については、今後の県の取組による成果を期待しつつ、経過を見定めることとした。

県には、当報告書による調査結果を踏まえ、現在の取組への反映及び課題解決のための新たな施策の実施を求めるとともに、引き続き、各議員提案条例の運用においては、条例の理念の下にその実現に向けて、県民の意識や社会情勢の変化から生じる課題に的確に対応しながら、きめ細かな取組を進めていただきたい。

【結果区分】

☐ 「運用の改善」及び「条例の見直しの検討」が必要

< 1 条例 >

5 岐阜県文化芸術振興基本条例【重点】

☐ 「運用の改善」が必要。「条例の見直し」は必要ない

< 4 条例 >

4 岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例【重点】

10 岐阜県花きの振興に関する条例【重点】

11 岐阜県家庭教育支援条例【重点】

14 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例【重点】

□ 「運用の改善」は必要ない。「条例の見直しの検討」が必要
＜なし＞

□ 「運用の改善」及び「条例の見直し」は必要ない
＜10 条例＞

- 1 岐阜県食品安全基本条例
- 2 岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例
- 3 岐阜県食育基本条例
- 6 岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例
- 7 岐阜県がん対策推進条例
- 8 岐阜県指定金融機関の指定に関する条例
- 9 岐阜県清流の国スポーツ推進条例
- 12 岐阜県中小企業・小規模企業振興条例【重点】
- 13 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例
- 15 岐阜県主要農作物種子条例【重点】

□ 経過を見定めることとする

＜1 条例＞

- 16 岐阜県ケアラー支援条例

1 岐阜県食品安全基本条例

(平成 16 年 4 月 1 日施行)
(平成 20 年 3 月 25 日改正)
(平成 26 年 11 月 25 日改正)
(令和 3 年 6 月 1 日改正)

【運用の状況と課題等】

当条例に基づく施策は、現在、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間を期間とする「岐阜県食品安全行動基本計画（第 5 期）」に基づいて実施されており、各種認定制度普及の推進、食品関係団体に対する法令遵守に関する助言指導等により、安全な食品の生産促進などが進められている。

課題として、食中毒防止のための効果的な監視指導、適正な食品表示のための食品関連事業者への十分な情報提供、食に関わるリスクやその対策の消費者への情報提供、食品の安全を守る人材の確保・育成などが報告された。

引き続き、条例の適正な運用及び課題の改善・解消に努めるよう望まれる。

【検証結果】

☐ 「運用の改善」及び「条例の見直し」は必要ない

2 岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例

(平成 17 年 4 月 1 日施行)
(平成 18 年 7 月 13 日改正)
(平成 19 年 7 月 9 日改正)
(平成 26 年 10 月 15 日改正)
(令和 3 年 7 月 13 日改正)
(令和 6 年 7 月 9 日改正)

【運用の状況と課題等】

実効性の高い計画の策定を図るとともに、県民の視点に立った県行政を推進することを目的に、県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件としている。

現在、議決の対象となっている計画は、県行政の全般に係る政策等の基本的な方向を定める計画のほか、県行政の各分野における政策等の基本的な方向を定める計画となっており、新たに策定される計画が議決の対象となるか否かは、毎年度当初に、会派代表者会議に諮ったうえで、議長が決定している。

この 4 年間で 12 本の計画が対象となり、議決の前段階で骨子の説明を受け、各会派からの意見聴取を実施するなど、岐阜県行政に係る基本的な計画の策定に際して、議会からの意見等が反映されたものとなっており、適正に運用されている。

【検証結果】

□ 「運用の改善」及び「条例の見直し」は必要ない

3 岐阜県食育基本条例

(平成 18 年 4 月 1 日施行)

【運用の状況と課題等】

当条例に基づく施策は、現在、令和 6 年度から令和 11 年度までを期間とする「第 4 次岐阜県食育推進基本計画」に基づいて実施されており、家庭、職場、学校、地域社会などにおける食育として、保護者（子ども）のための食育教室、企業と協働した食育活動、高齢者の食育推進などに取り組んでいる。

前回の検証で指摘を受けた「目標値の設定が現状に副っているかを等を再検討し、見直しが必要な数値があれば再設定を行うこと」については、第 3 次岐阜県食育推進基本計画において、食育に取り組む企業数を目標値に設定するなど、令和 2 年度に実施した中間評価において目標値の再設定を行った。また、「創意工夫を凝らした効果的な食育の P R に努め、更なる理解と促進をはかること」については、小学生への「家庭の食育マイスター」任命、「中学生学校給食選手権」の開催、食育月間（6 月）や食育の日（毎月 19 日）における、食育体験イベントや SNS での啓発などの取組が進められている。「SDG s の観点を取り入れた持続可能な食育を推進すること」については、子ども食堂や、食育や栄養に関する講座の開催、地産地消県民運動の展開などの取組が進められている。

課題として、朝食欠食者数減少に向けた保護者への食育支援の推進、家庭や保育所、学校、地域等における共食などの促進、児童福祉施設への管理栄養士等の適切な配置などが報告された。

以上のとおり、改善がなされ、適正に運用されている。少子高齢社会が進む中、子どもから高齢者までが生涯にわたって心身ともに健康的な生活が送れるように、食育の推進は重要であることから、引き続き、条例の適正な運用及び課題の改善・解消に努めるよう望まれる。

【検証結果】

☐ 「運用の改善」及び「条例の見直し」は必要ない

4 岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例

(平成 20 年 7 月 15 日施行)

【運用の状況と課題等】

当条例に基づく事業者による森林づくりについて、「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり活動における基本的な指針」に、「企業との協働による森林づくり」と定義し、植栽や間伐などの森林整備活動、森林を利用した地域との交流活動などを推進している。

前回検証時、当条例については「今後の国の動向や他の法令、施策等との整合性等を注視・把握して、新たな目標や制度等に迅速・的確に順応できるよう、条例の見直しを適宜検討すること」とされていたところ、2050 年カーボンニュートラルを基本理念とする「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和 4 年 4 月に施行され、現在、温室効果ガス削減において事業者求められる役割は高まっている。

こうしたなか、現在までに、「企業との協働による森林づくり」に関する協定については、前回検証時から 7 事業者増となる 32 の事業者と締結している。また、そのうち条例に定める「森林整備計画」を作成しているのは前回検証時から 2 事業者増となる 5 事業者であり、森林づくり活動に取り組む事業者が増えてきている。

課題として、「企業との協働による森林づくり」協定による活動地域が県南部に集中しているといった偏りがあることが挙げられた。

「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、当条例は重要な役割を担っており、令和 5 年 11 月から運用開始した「G-クレジット」制度とともに、当条例に基づく事業者による森林づくりを更に推進していくことが求められる。

【検証結果】

- 「運用の改善」が必要。「条例の見直し」は必要ない
- 1 県全域において事業者による森林づくり活動が行われるよう、戦略的に取組を進めることが求められる。

5 岐阜県文化芸術振興基本条例

(平成 20 年 7 月 15 日施行)

【運用の状況と課題等】

当条例に基づき、本県では「デジタル」と「リアル」の両面から、文化芸術の創造・伝承・発信に資する施策を実施している。特に、本県の「文化イヤー」と位置付けた令和 6 年度には、これまでの取組の集大成として「清流の国ぎふ」文化祭 2024（国民文化祭／全国障害者芸術・文化祭）、清流の国ぎふ総文 2024（全国高等学校総合文化祭）をはじめ、多彩な事業に取り組んだ。

前回の検証で指摘された「コロナ禍により自粛を余儀なくされている文化芸術活動に対する積極的な支援と『新たな日常』や『ウィズコロナ』『アフターコロナ』時代を見据えた効果的な取組を推進すること」については、文化公演の動画配信を行う団体への支援に加え、3Dバーチャル展など新たな鑑賞スタイルを提供し、会場に足を運ぶことが困難な障がい者や高齢者にも配慮した取組を推進した。

また、今回の検証では、老朽化が進む県有文化施設の計画的な維持管理・保全をはじめ、障がいの有無や年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい施設を実現するための継続的な取組や、担い手不足が進む伝統芸能や文化財等の保存・継承・活用の一層の促進などが課題として報告された。

コロナ禍と文化イヤーを経て、人々に安らぎと生活の豊かさ、明日への希望を与えるという文化芸術の本質的な価値が改めて認識された。一方で、少子高齢化や若者の県外流出による人口減少などにより、文化芸術の継承が一段と困難になっている。こうしたなか、県民が等しく、文化芸術に触れ、創造し、次世代へ継承できるよう、一層の文化芸術振興に取り組むことが求められる。

【検証結果】

□ 「運用の改善」及び「条例の見直しの検討」が必要

- 1 県民の声を聴きながら文化芸術に関する施策を一層推進することが求められる。
- 2 市町村や企業、団体、個人など多様な主体と連携し、伝統芸能、文化財その他の伝統文化を適切に保存・継承・活用する取組を着実に進めることが求められる。
- 3 文化イヤーの取組を一過性に終わらすことなく、高齢者や障がい者をはじめとした多様な人々が文化芸術活動に参加でき、その振興が図られるよう、条例の見直しを検討することとする。

6 岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例

(平成 22 年 4 月 1 日施行)

(令和元年 7 月 1 日改正)

【運用の状況と課題等】

当条例に基づく施策は、現在令和 6 年度から令和 11 年度までを期間とする「第 4 期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画」に基づいて実施されており、要介護高齢者や障がい児（者）の口腔機能低下や誤嚥性肺炎予防に対応するための多職種向け研修会の開催、災害時において歯科保健活動が実施できる歯科医療人材の育成や歯科保健医療の提供体制確保のための研修会の開催、歯科医療現場から離職した歯科技工士等の復職に向けた研修の実施などに取り組んでいる。

課題として、歯・口腔の健康づくりに関するライフステージ毎の取組状況の市町村間における格差の解消、成人期以降の歯科検診や歯科受診の推進、訪問歯科診療を担うことができる歯科衛生士の育成などが報告された。

引き続き、条例の適正な運用及び課題の改善・解消に努めるよう望まれる。

【検証結果】

☐ 「運用の改善」及び「条例の見直し」は必要ない

7 岐阜県がん対策推進条例

(平成 22 年 9 月 1 日施行)

(平成 30 年 4 月 1 日改正)

【運用の状況と課題等】

当条例に基づく施策は、令和 6 年度から令和 11 年度までを期間とする「第 4 次岐阜県がん対策推進計画」に基づいて実施されており、民間団体との協働による乳がん検診の啓発、子育て世代をターゲットにした情報誌「まま・ここっと」等による情報発信、がん患者・企業を対象とした仕事と治療の両立支援、がん治療施設と生殖医療施設のネットワーク強化を図る「ぎふがん・生殖ネットワーク」の整備、「学校におけるがん教育の手引き」によるがん教育の標準化などに取り組んでいる。

課題として、がんの在宅医療と緩和ケア体制の構築、就労支援等の体制の充実、地域におけるがん医療の中心的な役割を担うがん診療連携拠点病院の機能強化、県民のがんに関する知識の向上とがん検診の受診促進などが報告された。

引き続き、条例の適正な運用及び課題の改善・解消に努めるよう望まれる。

【検証結果】

☐ 「運用の改善」及び「条例の見直し」は必要ない

8 岐阜県指定金融機関の指定に関する条例

(平成 24 年 3 月 27 日施行)

【運用の状況と課題等】

当条例により、平成 31 年第 1 回定例会における議決にて、現在令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間の指定金融機関として、株式会社大垣共立銀行を指定している。

また、令和 6 年第 1 会定例会における議決にて、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの期間の指定金融機関として、株式会社十六銀行を指定している。

指定金融機関の検査結果については、毎年議会に報告されており、適正に運用されている。

【検証結果】

☐ 「運用の改善」及び「条例の見直し」は必要ない

9 岐阜県清流の国スポーツ推進条例

(平成 25 年 3 月 26 日施行)

【運用の状況と課題等】

当条例に基づく施策は、令和 4 年度から令和 8 年度までを期間とする「第 2 期岐阜県清流の国ぎふスポーツ推進計画」に基づいて実施されており、レクリエーションスポーツの普及啓発、地域のスポーツ活動を担う人材の育成、運動・スポーツ好きな幼児育成プログラム展開事業の実施などに取り組んでいる。

前回の検証で指摘された「スポーツ人口の拡大と競技水準の向上を図るとともに、選手の県外流出を防ぐため、優秀な指導者の養成・確保や競技団体等への必要な支援に努めること」については、パラスポーツ大会の開催、上級ライセンス取得支援、優秀な指導者招聘の継続、各競技団体が実施する国スポ強化対策への支援、強化指定した選手やチームへの活動経費の助成に取り組んでいる。また、「優秀な選手及び指導者が地域で定期的に指導できるよう、引き続き、環境の整備を進めること」については、トップアスリートを学校授業・部活動、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等へ派遣するなど、地域スポーツの場で定期的に指導ができる環境の整備を推進している。「スポーツを支える地道な活動に従事する者に対する積極的な顕彰を行うこと」については、10 年以上にわたり尽力されている一般のスポーツ指導者、審判等が表彰対象となる「地域スポーツ功労賞」の趣旨・意義を周知徹底するとともに、顕彰制度活用 of 促進に取り組んでいる。

課題として、特に 20 代から 50 代のスポーツ実施率の向上、ジュニアから成年まで一貫した強化体制の確立や日本一を目指す県内指導者の養成が実践できている競技団体への重点支援などが報告された。

以上のとおり、改善がなされ、適正に運用されている。スポーツの持つ力で生涯にわたり健康と生きがいを得られる地域社会を作っていくため、引き続き、条例の適正な運用及び課題の改善・解消に努めるよう望まれる。

【検証結果】

□ 「運用の改善」及び「条例の見直し」は必要ない

10 岐阜県花きの振興に関する条例

(平成 26 年 10 月 15 日施行)

【運用の状況と課題等】

当条例に基づく施策は、令和 3 年度から令和 7 年度までを期間とする「清流の国ぎふ花き振興計画（第 2 期）」に基づいて実施されており、「花いけバトル」をはじめとした花き文化の振興や園芸福祉の推進などに取り組んでいる。

前回の検証で指摘された「新たなニーズを捉えた需要の拡大に努めるとともに、生産者の声を聞き、意欲向上に資する必要な支援や援助を推し進めること」については、「ぎふ花と緑の振興コンソーシアム」による新商品・新サービスの開発や「清流の国ぎふ花と緑の振興センター」による担い手支援などに取り組んでいる。また、「県民の花きへの関心を高め、花を飾る文化の定着に取り組むこと」については、ぎふフラワーフェスティバルなどのイベント開催や「ぎふ花と緑」のWEBサイト開設などによる情報発信を強化している。

課題として、若年層の花き消費額の向上、花きの安定供給のための生産体制の維持・確保などが報告された。

人口減少や高齢化に伴う市場規模の縮小、生産・流通コストの増加など、花き産業を取り巻く環境は依然厳しい中、関係機関と連携して、花きの振興に向けた取組を継続していくことが重要である。

【検証結果】

□ 「運用の改善」が必要。「条例の見直し」は必要ない

- 1 若者をはじめ県民の花きへの関心を高め、花を飾る文化を定着させるため、関係機関と連携して効果的な魅力発信に取り組むとともに、花育の取組の裾野を広げることが求められる。

11 岐阜県家庭教育支援条例

(平成 26 年 12 月 22 日施行)

(平成 27 年 4 月 1 日改正)

【運用の状況と課題等】

当条例に基づく施策は、家庭教育学級リーダー研修会を通じた保護者自身が親として成長していく機会の創出、妊娠期の親を対象とした家庭教育啓発などに取り組んでいる。

前回の検証で指摘を受けた『「家庭の日」の認知度向上と気運醸成のための普及・啓発活動を推進すること』については、「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進するとともに、毎月「家庭の日」実践事例の紹介などに取り組んでいる。また、「家庭教育学級への不参加家庭に対する取組を推進すること」については、家庭教育動画コンテンツの作成をはじめとした ICT 活用推進への支援、保護者の居場所に出向くアウトリーチ型支援の推進などに取り組んでいる。「市町村の取組の把握と情報共有により、市町村への支援の充実に努めること」については、家庭教育支援市町村連携会議を通じた市町村担当者の資質向上、市町村の家庭教育支援を担う人材を対象とした研修会の開催などに取り組んでいる。

課題として、各家庭の状況に応じた保護者への支援や、保護者、地域住民、学校等の連携による家庭教育支援活動の促進が報告された。

少子化・核家族化の進行、共働き世帯の増加などにより、家庭教育に対する支援は一層重要になってきている。今後は、そうした社会環境の変化や時代のニーズを的確に捉え、市町村をはじめ関係機関と連携しながら家庭教育の支援に取り組んでいくことが重要である。

【検証結果】

- 「運用の改善」が必要。「条例の見直し」は必要ない
 - 1 広報・啓発にあたっては、保護者の負担軽減の観点から、紙媒体だけでなく、オンライン対応も含めて周知方法を検討することが求められる。
 - 2 家庭教育に関する調査を実施する際には、世代間のギャップに留意するなど、その実態を正確に捉えられる調査方法を検討することが求められる。
 - 3 多様な家庭があることを念頭に家庭教育支援に関する各種施策を講じることが求められる。

12 岐阜県中小企業・小規模企業振興条例

(平成 28 年 4 月 1 日施行)

【運用の状況と課題等】

当条例に基づく施策は、「ぎふスタートアップ支援コンソーシアム」等による創業や新事業の創出等の促進、大都市圏における展示会等への出展支援やグローバル・アンテナ・ショップ活用による国内外への販路開拓・拡大などに取り組んでいる。

前回の検証で指摘を受けた「中小企業・小規模事業者の事業継続や新たな事業転換、新分野展開等の促進に向けた産学官の連携や施策の充実をはかること」については、「オール岐阜・企業フェス」による人材のマッチング支援、「岐阜県DX推進コンソーシアム」による企業の業務効率化等の支援、小規模事業者持続化補助金や事業承継フォローアップ支援など補助制度や支援体制の充実を図ってきた。また、「中小企業・小規模事業者のSDGsへの理解やその達成に向けた取組を支援し、SDGsを活用した企業成長を後押しすること」については、「ぎふSDGs推進パートナー登録制度」をはじめとしたオール岐阜体制によるSDGsの推進などに取り組んでいる。「中小企業・小規模事業者が得られる情報や支援に地域格差が生じないように、市町村や商工会・商工会議所と一層の連携強化をはかること」については、広域支援体制の充実や各団体の支援事例の共有を図られている。

課題として、人材確保の効果的な支援や賃上げ・価格転嫁に向けた支援が報告された。

以上のとおり、改善がなされ、適正に運用されている。一方、原材料やエネルギー価格の高止まりなど、地域経済を取り巻く情勢は依然として厳しい中、県内中小企業や小規模事業者に対する継続的な支援を含めた振興策の推進が求められることから、引き続き、条例の適正な運用及び課題の改善・解消に努めるよう望まれる。

【検証結果】

□ 「運用の改善」及び「条例の見直し」は必要ない

13 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流 の国づくり条例

(平成 28 年 4 月 1 日施行)

(平成 30 年 4 月 1 日改正)

【運用の状況と課題等】

当条例に基づく施策は、令和 6 年度から令和 11 年度までを期間とする「第 4 期岐阜県障がい者総合支援プラン」に基づいて実施されており、岐阜県ヘルプマーク普及啓発サポーター登録制度や市町村や障がい者関係団体と連携した啓発活動、岐阜県障がい者差別解消支援センターにおける相談対応、パラスポーツフェスタなどのイベント・レクリエーション開催による障がいのある人と障がいのない人との相互理解の促進などに取り組んでいる。

課題として、民間企業への円滑な就業や職場定着の促進、幼少期からの障がいのある人と障がいのない人との交流機会の拡大・充実などが報告された。

引き続き、条例の適正な運用及び課題の改善・解消に努めるよう望まれる。

【検証結果】

☐ 「運用の改善」及び「条例の見直し」は必要ない

14 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例

(平成 30 年 4 月 1 日施行)

【運用の状況と課題等】

当条例に基づく施策は、障がい者のための施策に関する基本的な計画である「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」で意思疎通手段に関する基本的施策を定め、推進しているところ。

具体的には、見やすい書体による行政情報の提供や音声読み上げソフトに対応した県ホームページづくり等による情報の取得等におけるバリアフリー化、手話通訳者を目指す手話奉仕員向けのスキルアップ講座等による人材育成、イベントの開催や啓発資材の配布、学校における福祉体験学習等による障がい及び障がい者への正しい理解の促進などに取り組んでいる。

課題として、災害その他の非常事態における情報の取得等におけるバリアフリー化の更なる推進、障がい特性に対応できる意思疎通支援者の育成などが報告された。

近い将来、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が懸念されることから、非常時における混乱を最小限に抑え、県民の安全を守るため、様々な媒体と手法を活用した情報提供に一層取り組む必要がある。

【検証結果】

□ 「運用の改善」が必要。「条例の見直し」は必要ない

- 1 災害その他の非常事態において、それぞれの障がいの特性に応じた手段で意思疎通を図ることができる環境を整備することが求められる。

15 岐阜県主要農作物種子条例

(平成 31 年 4 月 1 日施行)

【運用の状況と課題等】

平成 30 年の「主要農作物種子法」廃止を受け、当条例を策定し、長年培ってきた地域の財産である主要農作物の種子を守り、次代へ引き継いでいくための施策を推進しているところ。

当条例に基づく施策としては、奨励品種採用の決定、生産計画に基づいた原原種・原種の生産、一般種子生産ほ場設置に向けた関係機関への指導、生産者への生育状況に応じた種子生産管理に関する助言、種子生産に関する県民への理解促進などに取り組んでいる。

課題として、不測の事態に備えた種子の備蓄保管、種子生産に必要な機械や施設の計画的な更新整備が報告された。

引き続き、条例の適正な運用及び課題の改善・解消に努めるよう望まれる。

【検証結果】

☐ 「運用の改善」及び「条例の見直し」は必要ない

16 岐阜県ケアラー支援条例

(令和6年4月1日施行)

【運用の状況と課題等】

当条例は、ケアに伴う過度な精神的、身体的及び経済的負担により、日常生活に困難を抱えているケアラーが、社会的に孤立せず、安心して暮らすことができるよう、社会全体で支える仕組みを構築するため、約1年の検討期間を経て制定された条例である。

条例施行初年度となる今年度は、県内におけるケアラーの実態調査を行い、その結果を踏まえ、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「岐阜県ケアラー支援推進計画」の策定を進めている。また、オンラインサロンやSNS相談窓口の運営によるヤングケアラーが気軽に相談できる環境の整備などに取り組んでいる。

今後は、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現に向け、同計画に基づき、ケアラー支援に関する施策を推進していくこととしている。

なお、当条例は、施行後1年を経過していないことから、引き続き、運用を見定める必要がある。

【検証結果】

☐ 経過を見定めることとする

参 考

【委員会の開催】

◆令和6年度

開 催 時 期		主 な 調 査 事 項
第1回	5月8日	○正・副委員長の互選 ○検証の進め方について
第2回	7月2日	○議員提案条例の検証について ・岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例 ・岐阜県主要農作物種子条例
第3回	10月8日	○議員提案条例の検証について ・岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例 ・岐阜県家庭教育支援条例 ・岐阜県中小企業・小規模企業振興条例
第4回	12月17日	○議員提案条例の検証について ・岐阜県文化芸術振興基本条例 ・岐阜県花きの振興に関する条例
第5回	2月28日	○調査報告について

※ 上記以外の条例については、各条文に基づく施策等について
書面による報告を求め、検証を行った。

【議員提案条例検証特別委員会】

委員長 佐藤 武彦

副委員長 野島 征夫

委員

猫田 孝	岩井 豊太郎	玉田 和浩
尾藤 義昭	伊藤 正博	渡辺 嘉山
村下 貴夫	森 正弘	平岩 正光
川上 哲也	小原 尚	松岡 正人
田中 勝士	野村 美穂	加藤 大博
高殿 尚	水野 吉近	国枝 慎太郎
長屋 光征	酒向 薫	布俣 正也
広瀬 修	伊藤 英生	澄川 寿之
中川 裕子	山内 房壽	安井 忠
森 治久	藤本 恵司	今井 政嘉
所 竜也	平野 恭子	平野 祐也
小川 祐輝	森 益基	黒田 芳弘
牧田 秀憲	木村 千秋	判治 康信
今井 瑠々		